

第2節 情報通信政策の展開

1 電気通信事業政策の展開

(1) 公正競争ルールの整備

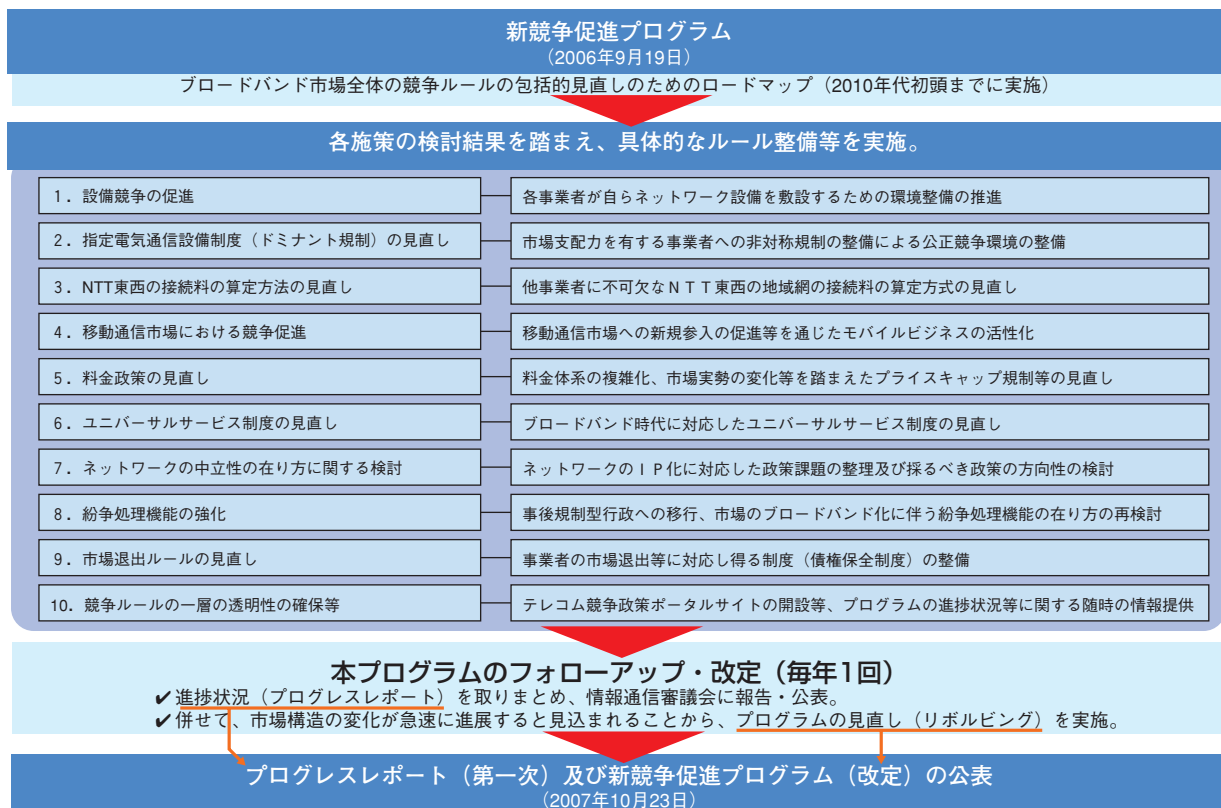
ア 新競争促進プログラム2010

総務省では、ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、利用者利益の保護を図るため、電気通信分野において2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップであり、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」（平成18年9月）の電気通信事業分野における具体的実施計画である「新競争促進プログラム2010」を平成18年9月に策定し、その着実な推進に努めてきた（図表5-2-1-1）。

そして、プログラム策定から1年経過した平成19年10月に、政策の透明性を確保する観点からこれまでの進捗状況をプログレスレポートとして取りまとめるとともに、急速な市場環境の変化に的確に対応するため、プログラムの改定を行った。

本プログラムについては、透明性を確保する観点から、毎年、進捗状況（プログレスレポート）を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表するとともに、必要に応じ、プログラムの見直し（リボルビング）を実施することとしている。

図表5-2-1-1 新競争促進プログラム2010



イ 移動電気通信市場における競争促進

昨今の移動通信市場における急速な技術革新やブロードバンド化・IP化は、固定・移動通信市場の統合、垂直統合型ビジネスモデルの普及等、従来の市場の枠を超えた事業展開をもたらしつつある。そのため、総務省では、新たなモバイルビジネスの成長を通じた経済活性化や利用者利益の向上を図ることを目的として、平成19年1月から「モバイルビジネス研究会」を開催し、同年9月に最終報告書を取りまとめた。

さらに、総務省では、同報告書を踏まえて、

- ① モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し
- ② MVNOの新規参入の促進
- ③ モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

について、2011年を目標年限として実施する施策を「モバイルビジネス活性化プラン」として取りまとめ、平成19年9月に公表し、所要の施策展開を推進しているところである。

なお、同プランについては、学識経験者等で構成する「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」の審議を経て、原則として毎年一回見直しを行うこととしている。

ウ IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備

IP化の進展に対応した通信端末について、その未来像や広く円滑な利用を推進するための機能の在り方及び必要となる方策について、多様な観点から検討することを目的として、平成19年11月より、産学官からなる「次世代IPネットワーク推進フォーラム」の「IP端末部会」に、「開発推進WG」及び「責任分担モデルWG」を設置し、ネットワークのIP化に伴う端末の相互接続性や責任分担の在り方について検討を行った。「開発WG」では、通信端末の相互接続性・運用性検証の在り方等について平成20年9月に、また、「責任分担モデルWG」では、IP電話等の通信サービスにおいて発生する不具合に関し、サービス提供主体間の連携により円滑な利用者対応を実現するための共通ルールである「責任分担モデル」等について平成21年4月に、それぞれ第一次報告書を取りまとめた。

また、総務省では、平成20年4月から「電気通信サービス利用者懇談会」を開催し、21年2月に報告書を取りまとめた。同報告書においては、苦情処理・相談体制の在り方として、業界団体において、「責任分担モデルWG」において検討されている責任分担モデルに基づいた対応の在り方を検討するよう提言されている。電気通信サービス向上推進協議会など電気通信分野の関連5団体では、当該提言に基づく適切な対応を図るための検討を開始している。

エ ユニバーサルサービス制度の見直し

総務省では、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、平成19年12月に取りまとめた「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を踏まえ、20年4月に情報通信審議会に諮問し、同年12月に答申を受けた。

同答申では、制度の安定的運用を図る観点から、制度見直しの対象期間とした平成21年度から23年度までの3年間については、①基本的に現行制度を引き続き運用することが適当であるが、②IP化の進展に伴い発生する課題への対応として、従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である、との考え方が示されたところである。

なお、同答申を踏まえて、上記②のコスト算定方法上の補正に係る関係省令の改正を平成21年5月に総務省において行ったところである。

オ ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備

IP化が進展する中、ネットワークの利用の公平性（通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性）やネットワークのコスト負担の公平性（通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性）といった、いわゆるネットワークの中立性の在り方について検討を行うため、総務省では、平成18年12月から「ネットワークの中立性に関する懇談会」を開催し、19年9月に最終報告書の取りまとめを行った。

これを踏まえ、平成19年8月にP2P技術ベンダー、通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダー等の関係事業者により「P2Pネットワーク実験協議会」が設立され、利用者への説明責任を果たすことを目的とした「P2Pを利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン」が策定されるとともに、P2P映像配信モデルや共同コンテンツ配信センターモデルの在り方について具体的な検討が開始された。

また、帯域制御に関するルール策定については、平成19年9月から電気通信事業関連4団体（社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟）により構成される「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」において検討が開始され、帯域制御の実施に関する基本原則、電気通信事業法における「通信の秘密」との関係、利用者への情報開示の在り方について整理を行った「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」が平成20年5月に策定された。

さらに、総務省では、多様なステークホルダーの多

角的な観点から、ネットワークの中立性を確保し、インターネットの健全な発展を図るための政策課題を抽出・整理し、今後の政策の方向性を整理することを目的に、平成20年2月から「インターネット政策懇談会」を開催し、21年2月に報告書の取りまとめを行った。

同報告書では、①サービス提供者の提供拠点の国内への誘導方策の検討、②インターネットにかかるサービス提供の在り方の検討、③トラフィック増加への対策の検討、④インターネットのIPv6化への対応、⑤固定ネットワークやモバイル・ネットワークの競合・連携への対応について問題点及び検討事項が指摘されている。ネットワークの中立性に関連するものとしては、③において、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」の効果等についての評価・検討を電気通信事業関連4団体が改めて行うこと、また利用者間の負担が必ずしも公平になされていないという指摘のある定額制の接続サービスについて、ネットワーク事業者が各々の経営判断に基づき主体的に料金体系の多様化を検討することが適当としている。

カ プラットフォームの連携強化に向けた検討

総務省では、コンテンツ・アプリケーションをブロードバンド網で円滑に流通させる上で必要不可欠な認証・課金等のプラットフォーム機能の連携強化を図り、新事業の創出を促進するための市場環境整備のための課題整理と今後の政策の方向性を検討することを目的として、平成20年2月から「通信プラットフォーム研究会」を開催し、21年1月に最終報告書を取りまとめた。

同報告書では、コンテンツ・アプリケーション市場の拡大、ビジネスモデルの多様化及び利用者利便の向上を図るため、下記の項目についてプラットフォーム

の相互運用性・多様性の確保に向けた具体的施策を提言している。

- ① モバイルビジネスにおけるプラットフォームの多様性確保に向けた環境整備
- ② 携帯事業者の変更を容易にする施策の検討
- ③ 認証基盤の相互運用性確保に向けた検討
- ④ 端末API等の互換性向上に向けた検討
- ⑤ コンテンツ配信効果の計測の在り方に関する検討
- ⑥ 個人の属性情報の取扱に関する検討

総務省では、同報告書を踏まえ、プラットフォームの連携強化に向けた所要の環境整備を図る予定である。

キ 電気通信事業分野における競争評価

総務省では、複雑化する電気通信事業分野における競争状況を正確に把握し、政策に反映していくため、平成15年度から毎年度、「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を実施している。

平成20年度は、競争評価に関する中期的な方針として18年10月に策定した「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008」に従い、年度計画として「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2008」を21年1月に公表した。この中では、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続、④法人向けネットワークサービスの4領域の定量的評価に加えて、特定のテーマに焦点を当てた戦略的評価として、FMC等市場に登場しつつある新たなサービスが競争に及ぼし得る影響について分析を行うことを定めている。総務省では、基本方針及び実施細目に基づき、需要側及び供給側から情報収集を行い、平成21年夏を目途に評価結果を公表する予定である。

(2) ネットワークの高度化等

ア ネットワークの高度化の推進

(ア) IPv6の推進

ネットワークに接続されるコンピュータ等を識別する「IPアドレス」については、これまでIPv4 (Internet Protocol Version4) が利用されてきているが、平成23年初頭にも想定されるIPv4アドレス在庫の枯渇に対応するため、IPv6 (Internet Protocol Version6) への移行が求められているところである。

総務省においては、「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」を開催し、IPv6への移行に向けて、インターネットに関わる各プレイヤーがそれぞれ連携して対応を進めていくことが重要である等の提

言を、平成20年6月に取りまとめた¹。

その提言を受け、総務省において、平成21年度に、技術者によるIPv6技術の修得を目的としたテストベッドを整備するほか、総務省及びインターネット関連団体による「IPv4アドレスの枯渇対応タスクフォース」を中心として、官民一体となったIPv4アドレス在庫枯渇への対応を実施しているところである。

さらに総務省では、IPv4アドレスの在庫枯渇までに必要な施策を改めて検討するため、平成21年2月より、「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」を開催し、IPv6サービスの利用促進のため、「インターネットサービス等のIPv6対応に係る基本指針」を策定した。

¹ 参考：「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」報告書（案）に関する意見募集の結果及び報告書の公表：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080617_2.html

(イ) ネットワークのオールIP化に向けた技術基準の見直し

我が国は、技術革新やこれまでの競争政策等の推進により、世界で最も安く速いブロードバンド環境を実現した。その結果、インターネット上で提供されるIP電話等の新しいサービスが急速に普及・拡大しており、国内外の主要な電気通信事業者による、ネットワークのIP化に向けた動きが活発化している。

このような状況の下、総務省は、平成19年1月、「0AB～J番号を使用するIP電話の基本的事項に関する技術的条件」について、平成20年3月、「050-IP電話等の基本的事項に関する技術的条件」について、それぞれ情報通信審議会から一部答申を受け、関係規定の整備を行った。

また、平成21年2月より情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において、IP電話の端末設備が具備すべき機能やその認証の在り方について検討を行っている。

(ウ) 新世代ネットワークの推進

ネットワークのIP化やホームネットワーク、ユビキタスネットワークの進展等の大きな変化を踏まえ、総務省では、次世代ネットワークの次の世代を見据えた新たなネットワークの検討を行うことを目的として、平成19年1月から「ネットワークアーキテクチャに関する調査研究会」を開催し、同年8月に報告書の取りまとめを行った。

同報告書では、新世代ネットワークを世界に先駆けて実現し国際競争力を確保するため、新世代ネットワークの研究開発の推進、産学官連携のためのフォーラム設立の必要性が示された。

これを受け、総務省は新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発を最重要のテーマとして中長期的な視点で推進している。また、産学官の連携による「新

世代ネットワーク推進フォーラム」(平成19年11月設立)等を通じて我が国の英知を結集し、新世代ネットワーク実現に向けた取組を戦略的・統合的に実施している(図表5-2-1-2)。

イ 電気通信番号に係る規定の整備

(ア) BWA等の新たなサービス導入に向けた取組

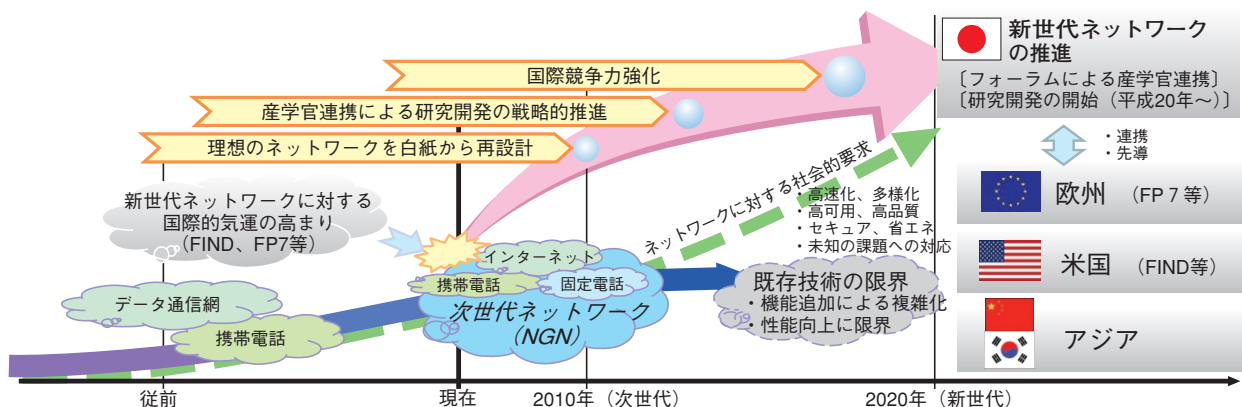
携帯電話などの端末を国際的に一意に識別し、契約者の認証を行うための電気通信番号IMSI(International Mobile Subscription Identity)については、従来、「電気通信番号規則」第8条において、「携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号(移動電話端末を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。)」と規定され、携帯電話事業者に指定されていた。

平成20年5月のITU-T勧告E. 212の改定により、IMSIの使用条件が緩和され、移動端末や移動体サービスへの使用に限定せず、電気通信サービスを提供する公衆電気通信網において広く使用できることとなった。また、我が国においても、新たに広帯域移動無線アクセスシステム(BWA: Broadband Wireless Access)のXGP(eXtended Global Platform。いわゆる次世代PHS)、WiMAX(Worldwide Interoperability for Microwave Access)等での使用が想定されている。

総務省では、ITU-T勧告E. 212の改定や新たなサービスへの利用要請を踏まえ、平成20年12月に「電気通信番号規則」におけるIMSIに係る規定を改正した。これにより、IMSIを携帯電話以外のサービスについても使用可能となり、また、基地局の無線局免許を有さない電気通信事業者であっても、電気通信回線設備に接続する端末設備を識別する設備を設置すればIMSIを使用可能となった²。

図表5-2-1-2 新世代ネットワークの推進

- ネットワークのIP化の進展に伴い、NGNとインターネットが共存し、低コストで多様なサービス出現が期待
- 他方、2020年頃を展望し、IPネットワークの課題を抜本的に解決する新しいアーキテクチャのネットワーク(新世代ネットワーク: NWGN)の研究開発を重点的に推進



² 参考：電気通信番号規則の一部を改正する省令案に対する情報通信行政・郵政行政審議会の答申—端末設備を識別するための電気通信番号 (IMSI) を携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための措置について：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081125_1.html

なお、BWAについては、第5章第2節3(2)ア(イ)にも記載している。

(イ) 信書の送達サービス受付用にも115番を使用可能にするための取組

電話番号115番は、現在、東・西NTTが提供する電報の受付用として使用されている。一方で、「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成15年4月施行)に基づき、電話で受け付けたメッセージを印刷して送達するなどの電報に類似したサービスの提供が始まっている。

このような状況の下、電報に類似したサービスを提供する特定信書便事業者から、115番を信書の送達サービス受付用にも使用したい旨の要望が示され、総務省では、平成20年4月より「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」を開催し、115番を電報受付用に加え、信書の送達サービス受付用にも使用することについて検討を行った。検討の結果、検討会報告書(平成20年10月)³において、電気通信事業者が115番を信書の送達サービス受付用にも使用することについて、

- ①115番で受付を行う電報と遜色のないサービスの受付であること
 - ②特定信書便事業として許可を受けた特定信書便役務であるサービスの受付であること
- 等の一定の条件を満たす場合には、問題はないとの結論が得られた。

これを踏まえ、総務省では、電気通信事業者が、115番を信書の送達サービス受付用にも使用可能とするため、平成21年6月に告示(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正した⁴。

ウ IPアドレス・ドメイン名の適切な管理

インターネット利用に必要なIPアドレスやドメイン名については、重複割当の防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが極めて重要である。現在、インターネット資源の国際的管理・調整は、民間の非営利組織であるICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が行っており、総務省は、ICANNの政府諮問委員会(各国政府の代表者等から構成)の正式登録メンバーとして、国際的な協力体制の確立に取り組んでいる。また、国別トップレベルドメインとして我が国に割り当てられている「.jp」ドメインについて、「.jp」ドメインを管理している株式会社日本レジストリサービス(JPRS)と連携して、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名の利用環境整備に取り組んでいる。

ドメイン名については、平成13年に、トップレベルドメインを除く部分の他国文字化(日本語化等)が実現し、例えば、「総務省.jp」等のドメイン名の使用が可能となったところである。平成20年6月から、ICANNにおいて、「多国文字による国別トップレベルドメイン」の具体的な導入策についての検討が開始され、早ければ平成21年末頃からの導入が可能となる見込みである⁵。

これを受け、情報通信審議会情報通信政策部会インターネット基盤委員会⁶において、我が国における新たなトップレベルドメインの導入について検討している。

³ 参考:「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」報告書:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081029_2.html

⁴ 参考:「電気通信番号規則の細目を定めた件」の改正にあたっての基本的な考え方の公表について~115番を電報類似サービス受付用にも使用可能とする措置に係る基本的な考え方~:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban06_000007.html

⁵ 参考:新たな「国別トップレベルドメイン」の導入についての検討開始:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081105_2.html

⁶ 参考:情報通信審議会情報通信政策部会インターネット基盤委員会:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/kiban.html

(3) 電気通信事業者間等の紛争処理

ア 電気通信事業紛争処理委員会の機能等

電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）⁷は、電気通信事業者間の紛争を処理する専門組織として、平成13年11月に創設された。現在、平成19年11月に総務大臣により任命された委員5名及び特別委員8名が紛争処理に当たっている。

委員会は、①あっせん及び仲裁手続の実施、②総務大臣の命令及び裁定等について諮問を受けて審議・答申を行うこと、③その権限に属せられた事項に関しルール整備等について総務大臣に必要な勧告を行うという3つの機能を有している（図表5-2-1-3）。

また、委員会事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設けて、接続その他電気通信事業者間のトラブル等に関する問合せ・相談等に対応している。

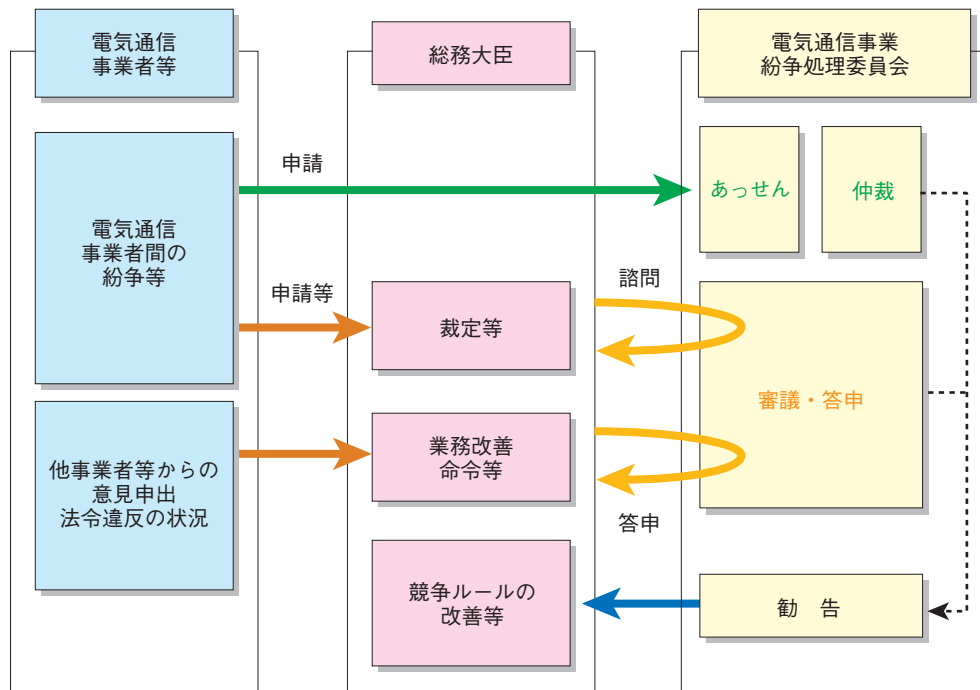
イ 委員会の所掌事務の拡大等

委員会が行うあっせん・仲裁手続の対象は、従来電気通信事業者間の接続等に関する紛争であったが、平成20年4月1日より委員会は無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の運用を開始した。また、無線局の免許人等と運用者との間の紛争が電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象に追加されるとともに、総務大臣による業務改善命令発動に際し、委員会に諮問される事例が拡大された。

平成20年10月1日には、フェムトセル基地局の運用に係る紛争についても電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象となった。

なお、情報通信審議会において、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討がなされている。

図表5-2-1-3 電気通信事業紛争処理委員会の機能の概要



⁷ 参考：電気通信事業紛争処理委員会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/index.html

ウ 電気通信事業紛争処理委員会が果たしている役割

委員会は、これまで、大きく四つの役割を果たしてきた。

① 専門性を生かした迅速な紛争の解決

あっせん事案では、これまで48件の事案を扱い、平均して約1か月半で処理を終え、約6割の事案を解決している。

② 紛争の発生の未然防止

「電気通信事業者」相談窓口の助言により本格的に紛争化する前段階で解決した事例もある。また、過去の事例を委員会のウェブサイト等で積極的に公開し、類似の紛争防止に努めている。

③ セイフティネットの機能

電気通信事業者は他事業者との協議に当たり、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を対等に主張できる機会が保障されている。

④ 総務大臣への勧告を通じた競争ルールの改善

勧告を通じ、我が国のブロードバンドサービスの競争促進や固定発着帯電話料金の低廉化、MVNOの発展等に貢献してきた。

エ 紛争処理等の状況

(ア) 平成20年度末までの紛争処理件数

委員会は、平成20年度末までに、あっせん事案を48件、仲裁事案を3件、諮問・答申案件を6件、勧告を3件実施している（図表5-2-1-4）。

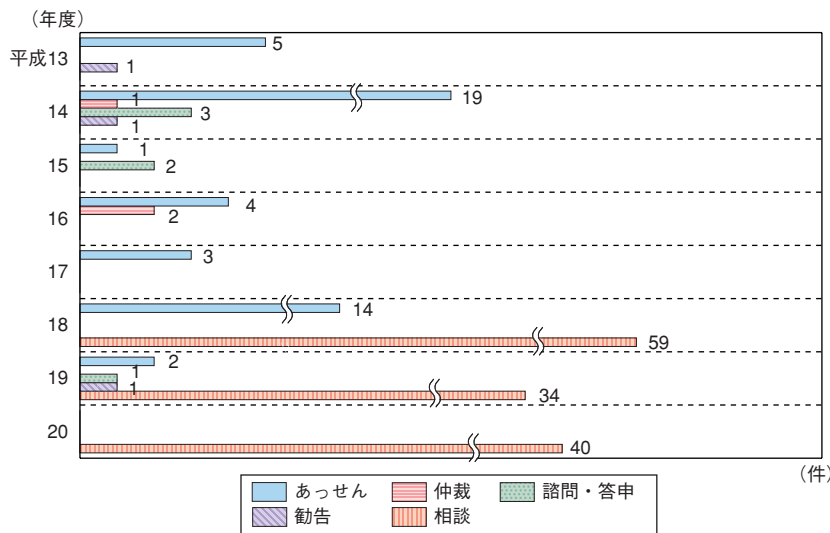
(イ) 「電気通信事業者」相談窓口における相談等

平成20年度に40件の相談、問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、接続の諾否に関するものが20件と約5割を占めている。また、相談窓口における助言を踏まえ事業者間協議が行われ、複数の事案が解決された。

なお、主な相談事例については、次のとおり。

- ・ ダークファイバの接続拒否に関する相談
- ・ 債権保全措置に関する相談
- ・ 接続のための設備の事前確認試験に関する相談
- ・ 接続に関し提供した情報を他に流用されたことが疑われたとする相談
- ・ ハウジング建物内の通信回線に関する相談

図表5-2-1-4 紛争処理等の年度別件数



※ 相談件数は、平成18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む

2 放送政策の展開

(1) 放送政策概況

ア 放送法等の改正

地上デジタルテレビジョン放送への移行について、円滑な移行を推進するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した携帯端末向けマルチメディア放送（移動受信用地上放送）の早期実現に必要な措置を講じるための電波法及び放送法の一部を改正する法律が成立（平成21年4月法律第22号、平成21年4月公布）した（図表5-2-2-1）。

放送法については、平成20年に大規模な改正が実施されている（平成19年法律第136号、平成20年4月施行）（図表5-2-2-2）。これを受け、平成20年12月1日より、NHKオンデマンドサービスが開始された。これは、「見逃し番組サービス」「特選ライブラリーサービス」等として、過去にNHKで放送された番組等をインターネット上で見ることができる有料のビデオオンデマン

ドサービスである。

また、外国人向け映像国際放送についても、改正放送法による新制度の下での放送が、平成21年2月から開始されている。

イ 放送局の再免許

総務省は、平成20年11月1日付けで、同年10月31日をもって免許の有効期間が満了する放送局及び放送衛星局に対し、再免許を交付した⁸。

なお、この再免許にあたって、総務大臣名により、NHKをはじめとする各放送事業者に対し、文書により、①放送法及び番組基準の順守、②字幕放送・解説放送をできる限り多く設けること、③災害放送の充実、④デジタル化への積極的な取組等を要請した。

図表5-2-2-1 平成21年 電波法及び放送法改正のポイント

No.	項目	概要
1	受信機器購入等の支援に係る電波利用料の用途の拡大	平成23（2011）年7月までに地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ移行するに当たり、経済的理由等により地上デジタル放送の受信設備を購入することが困難な者に対して支援するため、電波利用料を充てることができるようにする（電波法の改正）。
2	移動受信用地上放送の実現のための制度整備	地上デジタル放送への完全移行によって空くことになる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図るため、移動受信用地上放送の無線局について、事業者がその創意工夫により柔軟に対応できるように、現在電気通信業務に適用されている開設計画の認定制度を導入する（電波法の改正）。
3		移動受信用地上放送について、多くの事業者の参入機会を確保するため、現在衛星放送に適用されている受託放送・委託放送の制度を導入する（放送法の改正）。

図表5-2-2-2 平成20年 電波法及び放送法改正のポイント

No.	項目	概要
1	NHKガバナンスの強化	NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置（現行の監事制度は廃止）、外部監査の導入等を措置する。
2	番組アーカイブのブロードバンドによる提供	NHKが放送した放送番組等（番組アーカイブ）をブロードバンド等を通じて有料で提供することをNHKの業務に追加するとともに、利用者保護のため、その業務の実施基準について認可を要すること等を措置する。
3	新たな国際放送の制度化	我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKの国際放送の業務を「外国人向け」と「在外邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。また、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設ける。
4	命令放送制度の見直し	国際放送の命令放送制度について、「命ずる」との文言を「要請する」に改め、NHKはこれに応じるよう努めるものとする等措置する。
5	認定放送持株会社制度の導入	経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を経営の選択肢とするため、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とするマスメディア集中排除原則の適用緩和や外資規制の直接適用等を内容とする「認定放送持株会社制度」を導入する。
6	ワンセグ放送の独立利用の実現	地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向け放送（ワンセグ放送）について、一般のテレビで受信する番組とは異なる番組の放送（独立利用）を可能とする。

⁸ 参考：放送局の再免許：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/081030_2.pdf

(2) 放送の高度化の推進

ア デジタル放送の推進

(ア) 地上デジタル放送の現状

地上デジタル放送については、2011年（平成23年）7月24日までに地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ完全移行することが予定されている。これまで、平成15年12月に関東・中京・近畿の三大広域圏において放送が開始され、18年12月には、全県庁所在地等で放送が開始されている。平成20年度末現在、約4,800万世帯（全世帯の約97%）において視聴可能となっており、地上デジタル放送対応受信機の出荷台数は、約4,969万台となっている（図表5-2-2-3）。

地上デジタル放送の普及に向け、総務省では以下のように、様々な取組を行っているところである。

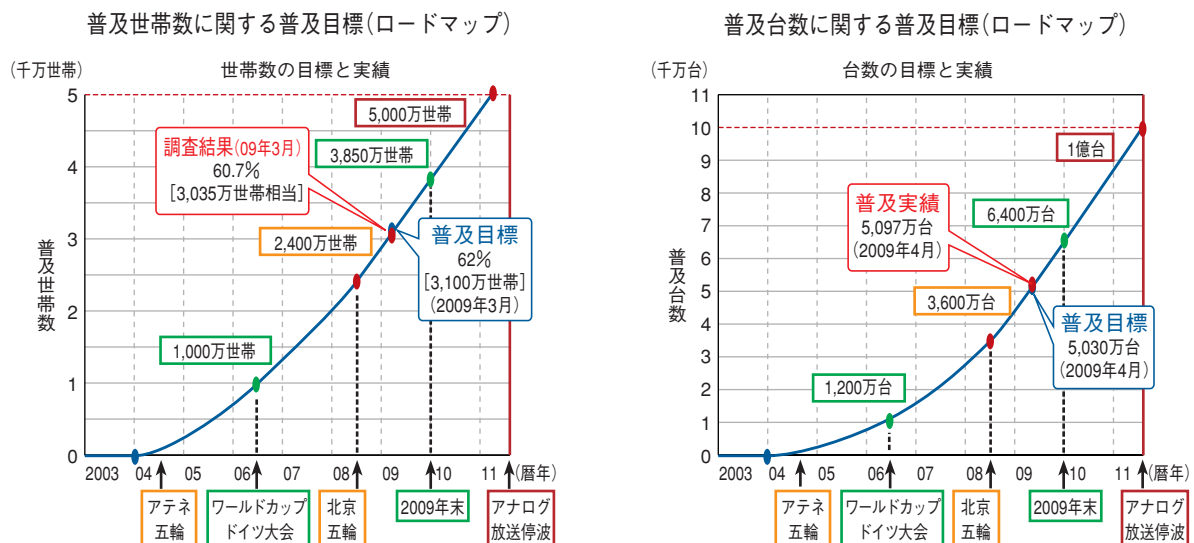
(イ) ケーブルテレビのデジタル化の現状

ケーブルテレビのデジタル化も、地上デジタル放送の放送区域の拡大に伴って進展してきており、ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数は、約2,250万世帯（平成20年度末現在）となっている。これは、「デジタル放送推進のための行動計画（第9次）」の中で設定された、2009年（平成21年）9月末までに2,240万世帯で地上デジタル放送を視聴可能とするという「当面の目標」を上回るものである（図表5-2-2-4）。

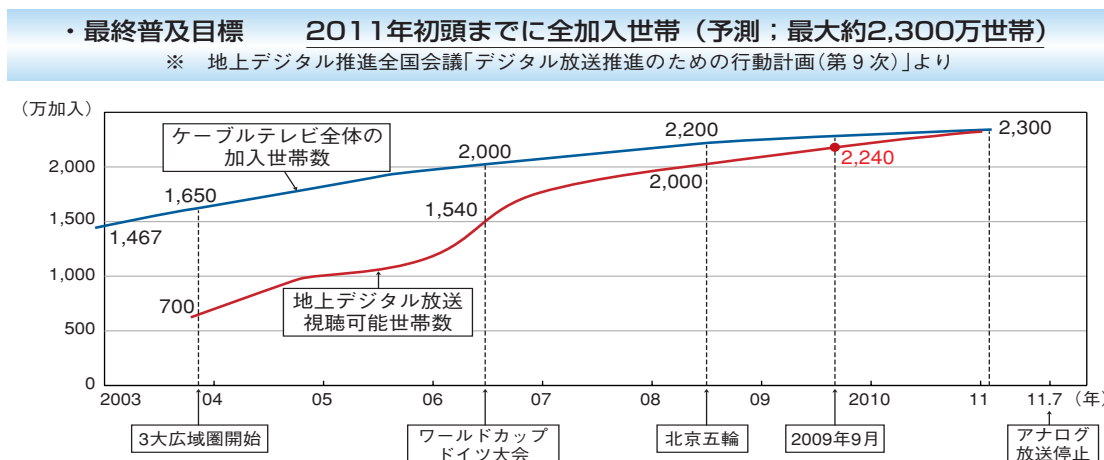
(ウ) 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割の検討

幅広い分野における地上デジタル放送の利活用の在り方や、2011年までのデジタル放送への全面移行の確実な実現に向けた課題と解決方策について検討するため、総務省は、平成16年1月に「地上デジタル放送の利

図表5-2-2-3 地上デジタル放送の普及目標と現況



図表5-2-2-4 ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標



活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について情報通信審議会に諮問し、20年6月に同審議会から第5次中間答申がなされた。

この第5次中間答申では、これから2011年7月のアナログ放送終了までの3年間は、最終段階の中でも「仕上げ」の段階であり、残りの期間で実施すべきことをすべて盛り込むこととし、デジタル中継局整備とともに、視聴者にアナログ放送が終了することを明確に伝えることが必要であるとの提言が行われているほか、地域密着型の全国組織（「地デジ推進全国組織」）を総務省が関係者の協力を得て構築し、その地方拠点（「テレビ受信者支援センター」）を、早期に国民の身近なところに設置し、国民からの相談にきめ細かく対応することや、経済的に困窮度が高い世帯への受信機器購入等に対する支援について、対象世帯、支援内容、支援方法及び実施時期について提言が行われた。

総務省としては、これに基づいて、2011年7月24日の地上デジタル放送への移行期限に向けて今後実施すべき施策を整理し、「地上デジタル放送推進総合対策」として取りまとめ、必要な施策の一層の展開を図っていくこととしている。

(エ) 地上デジタル放送推進のための体制整備

平成15年5月に、地上デジタル放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織として、幅広い分野のトップリーダー及び総務省等の関係省庁からなる「地上デジタル推進全国会議」が設置された。平成20年12月、同会議において、「デジタル放送推進のための行動計画（第9次）」が策定された。総務省では、当行動計画を踏まえ、関係者を先導して地上デジタル放送の推進に取り組み、送信側及び受信側の各課題等に適切に対応するための施策を積極的に推進していくこととしている。

また、総務省として総合的・計画的な取組の推進を図ることを目的として、平成19年9月に「地上デジタル

放送総合対策本部」を設置した。さらに関係省庁の緊密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行を推進することを目的として、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議が内閣官房に設置されるとともに、平成21年4月には、IT戦略本部に、内閣官房長官を議長とする「デジタル放送移行完了対策推進会議」が設置された。

このほか、国民の視点に立った地上放送のデジタル化を加速推進することを目的として、平成20年7月に総務大臣を本部長とする「地上デジタル放送国民運動推進本部」が開催された。平成20年10月には、テレビを視聴している方々のデジタル化に関する相談や支援に対応するための拠点として全国11か所に「総務省テレビ受信支援センター」を設置し、さらに愛称を「デジサポ」として21年2月から全ての都道府県に拡充・設置した（図表5-2-2-5）。

(オ) 地上デジタル放送施設の整備に対する支援措置

地上デジタル放送のための施設整備を促進するため、「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」に基づく実施計画の認定を受けた放送事業者（平成18年末までに127社認定）に対し、税制上の支援を行っている（図表5-2-2-6）。

また、デジタル中継局、辺地共聴施設及び都市受信障害施設についても、その改修経費の一定割合を国庫から補助することとしている。

図表5-2-2-5 デジサポロゴマーク



図表5-2-2-6 支援措置の主な内容

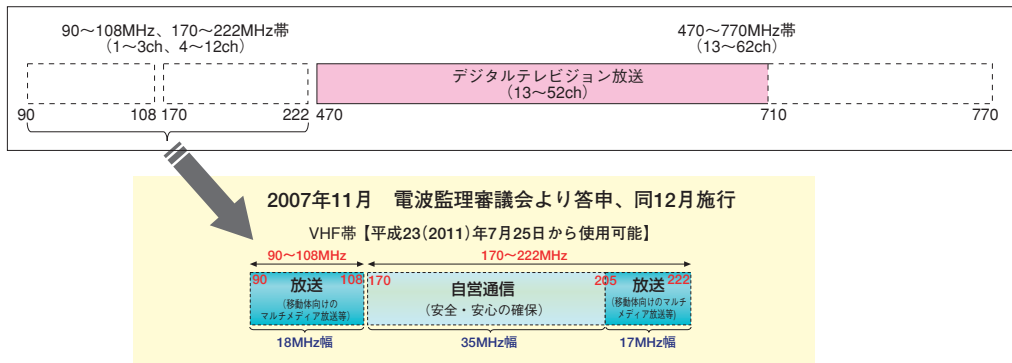
支援措置	措置の概要	対象設備	
税制支援	国税 (法人税・所得税)	特別償却10% (平成21年度取得分)	番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置等 ※平成22年3月31日までに取得したものに限り
	地方税 (固定資産税)	取得後5年度分の課税標準の特例措置 (3/4。ただし、送信出力が0.3w以下の中継局に係るデジタル送受信装置にあつては1/2)	番組制作設備、デジタル送受信装置等 ※平成23年3月31日までに取得したものに限り
	地方税 (不動産取得税)	課税標準の特例措置 (3/4)	デジタル送受信装置に係る家屋 ※平成23年3月31日までに取得したものに限り

(カ) デジタル化完了後の携帯端末向けマルチメディア放送の導入

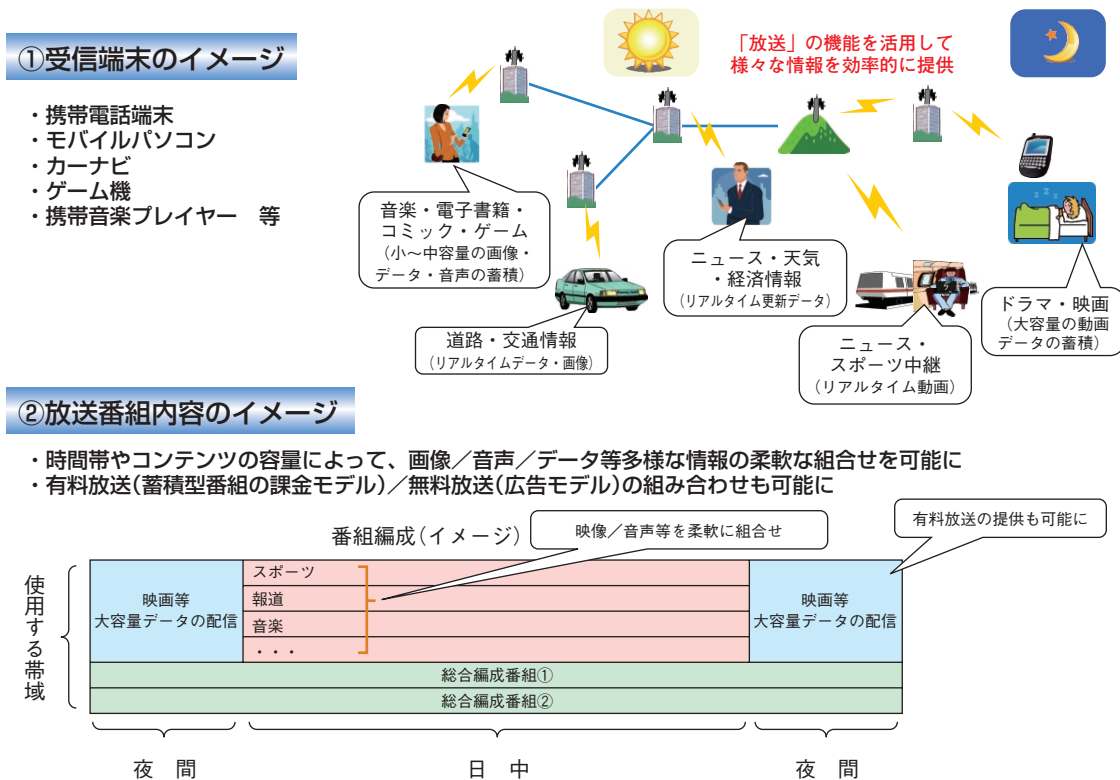
平成19年6月、情報通信審議会において、2011年（平成23年）の地上テレビジョン放送のデジタル化による空き周波数帯の有効利用のための技術的条件（「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」）について一部答申が取りまとめられ、携帯端末向けマルチメディア放送に供するための周波数帯域が提言された（図表5-2-2-7）。

これを踏まえ、総務省では、携帯端末向けマルチメディア放送が、2011年以降速やかにサービス提供できるよう制度環境を整備すること等を目的に、平成19年8月から「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」を開催した。懇談会において、事業化に向けたビジネスモデルや社会的役割の在り方、それを踏まえた制度的・技術的課題について検討を行い、20年7月、最終報告書を取まとめ、公表した⁹（図表5-2-2-8）。

図表5-2-2-7 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数割当計画の変更



図表5-2-2-8 携帯端末向けマルチメディア放送のイメージ



⁹ 参考：「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」の公表：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080715_4.html

イ 衛星放送政策の展開

(ア) 衛星放送の現状

我が国の衛星放送については、多彩な専門放送サービスの提供、テレビジョン放送の高精細度化をはじめ、放送の高機能化に先べんを付けてきたところであり、特に、特別衛星放送（BS放送及び東経110度CSデジタル放送）対応受信機出荷台数（累計）は約5,010万台（平成20年度末現在）、特別衛星放送視聴可能世帯数も約2,090万世帯（平成19年度末現在¹⁰）となっている。

(イ) BS放送のデジタル化の推進

BSデジタル放送については、現在、5周波数を使用して、12番組のテレビジョン放送が放送されているところであり、平成23年以降、BSデジタル放送のために新たに7周波数を使用することが、平成19年7月の電波監理審議会答申等を受けて決定されている。

これを受け、意見募集を経て、平成20年7月に「平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針」を策定・公表し、その後「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る参入希望調査」を実施した。これらを踏まえ、平成21年2月に委託放送業務の認定申請を受け付けるにあたり必要な制度整備を行った。

平成21年2月24日から3月23日まで委託放送業務認定の申請を受け付けたところ、29者からHDTV35番組等の申請があり、同年6月に9者・HDTV12番組等に対し、委託放送業務の認定を行った。

BSアナログ放送の終了については、平成20年3月の終

了期日決定後、BSデジタル放送への円滑な移行を目的として、BS放送に係る事業者、団体及び総務省が参加する「BSアナログ放送の終了に係る関係者連絡会」が設立された。同連絡会において「BSアナログ放送の終了に係るQ&A」の作成等、周知広報の推進や視聴者からの問合せに対する相談体制の整備等の取組が進められている¹¹。

(ウ) 映像国際放送の強化

近年のグローバル化の進展を踏まえ、対外情報発信力の強化が重要な課題となっている。「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、外国人向けの映像国際放送の早期開始が提言されており、これを受け、総務省では、平成18年8月、情報通信審議会に対し、「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策を諮問し、19年8月に答申を受けた。

同答申においては、①映像国際放送強化の具体的方向性、②映像国際放送の事業主体及び財源の在り方等について提言がなされ、総務省では、放送法改正により、番組制作等の新法人への委託等の新制度を導入するとともに、投入国費の大幅な拡充（平成20年度：15.2億円、同21年度：24.5億円）等の施策を講じたところである。

平成20年4月の改正放送法施行後、NHKからの業務委託を受ける子会社（(株)日本国際放送（jibtv））が設立され、21年2月から、新たな外国人向け映像国際放送が開始された。

10 「世帯インデックス調査（耐久消費財所有実態調査）社団法人中央調査社」結果をもとにNHKが算出した推計値

11 参考：BSアナログ放送の終了に係るQ&A：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/bs-analog_syuuryou/faq.html

みんなでつくる
情報通信白書
コンテスト

一般の部 優秀賞受賞コラム

ICT家族

執筆 井上 剛さん（会社員・東京都文京区）



コメント

実体験をもとに書きました。

「答えは、2番やな」

テレビの画面を横目で見ながら、私が宣言する。

「オッケー」

高校生の娘が答え、リモコンをテレビのほうへ向けてボタンを入力する。ほどなく結果が表示される。

「やったー。正解。ポイントいただき」

ゴールデンタイムのクイズ番組。デジタル放送ならではの双方向性を活かした、視聴者参加コンテンツだ。正解ポイントが貯まれば、プレゼント抽選に応募できる。娘のささやかな楽しみでもあるーもっともまだ当選したことはないのだけれど。

自分で言うのも何だが、私はいささかクイズが得意なので、持てる知識を総動員して娘の楽しみに貢献しているわけである。

とまあ、こう書くと一見ごく普通の家族団らんの光景のようだが、ここには実はちょっとしたからくりがある。

娘がいるのは京都の自宅の居間。同じ時刻、単身赴任のサラリーマンである私は、東京の单身寮の自室にいる。娘が観ているのは、去年奮発して購入した地デジ対応の大画面液晶テレビだ。同じ番組を、私はワンセグ放送対応携帯電話の3.1インチディスプレイで視聴している。そして、視聴者参加クイズの解答とその結果報告は、電子メールでやり取りしているのである。

どんな難問にもズバズバと正解を書き送ってくる私に対し、娘はひとかたならぬ尊敬を抱いてくれているらしいのだが、クイズマニアの私にだって苦手な分野やわからない問題はいくらでもある。そういう時には、インターネットに繋いだノートパソコンで手早く調べ物をして正解を探し出しているのだが、これは娘には内緒だ。

地デジ、ワンセグ、メール、ネット検索。これらのツールは500キロの距離を隔てて、私と娘が今までと変わらぬ親子であり続けることを可能にしてくれる。いや、もしかしたら、娘に知られないようにネット検索を活用することで、間近にいる時よりも強い尊敬の念を勝ち得ているかもしれない（笑）。

デジタルだ、ユビキタスだと世の中ではかまびすしい。それらが社会において新たなものを生み出していく原動力であることは確かだろう。けれど、私にとってそれらはむしろ、私たちが家族であり続けるための手段として、何よりも身近なものだ。そして、実はそれこそが、ICTの真価なのかもしれない。

人が人として、家族が家族として、充実した毎日を過ごせるように支えてくれる技術。そんなふうにICTがますます発展していってくれば嬉しいな、と思う。

3 電波政策の展開

(1) 電波政策概況

ア 電波新産業創出戦略の策定

総務省では、平成20年10月より電波政策懇談会（座長：土井範久 中央大学理工学部教授）を開催し、2010年代の電波利用システム・サービスの将来像と電波有効利用方策について検討を行っている（図表5-2-3-1）。

この中で、「ぶつからない車」や「コードのいらなく快適生活環境」等、新しい無線通信技術を利用したシステムやサービスの実現により、2020年には新たに50兆円の電波関連市場が創出されるものと試算されているほか、少子高齢化問題、環境・エネルギー問題への対応など我が国が抱える諸問題の解決への貢献が期待されている。

これらの2010年代の電波利用システム・サービスの実現に向け、5つの電波新産業創出プロジェクトを創設し、2020年に現在の100倍に周波数利用効率を向上させる技術とともに、利活用技術も含めた研究開発や周波数配分の取組を進め、電波新産業の創出に向けた分野横断的な環境整備が必要であると指摘されている。

同懇談会は、平成21年7月に報告書を公表しており、

総務省としては、今後、その結果を受けて電波新産業創出に向けた取組を実施していくこととしている。

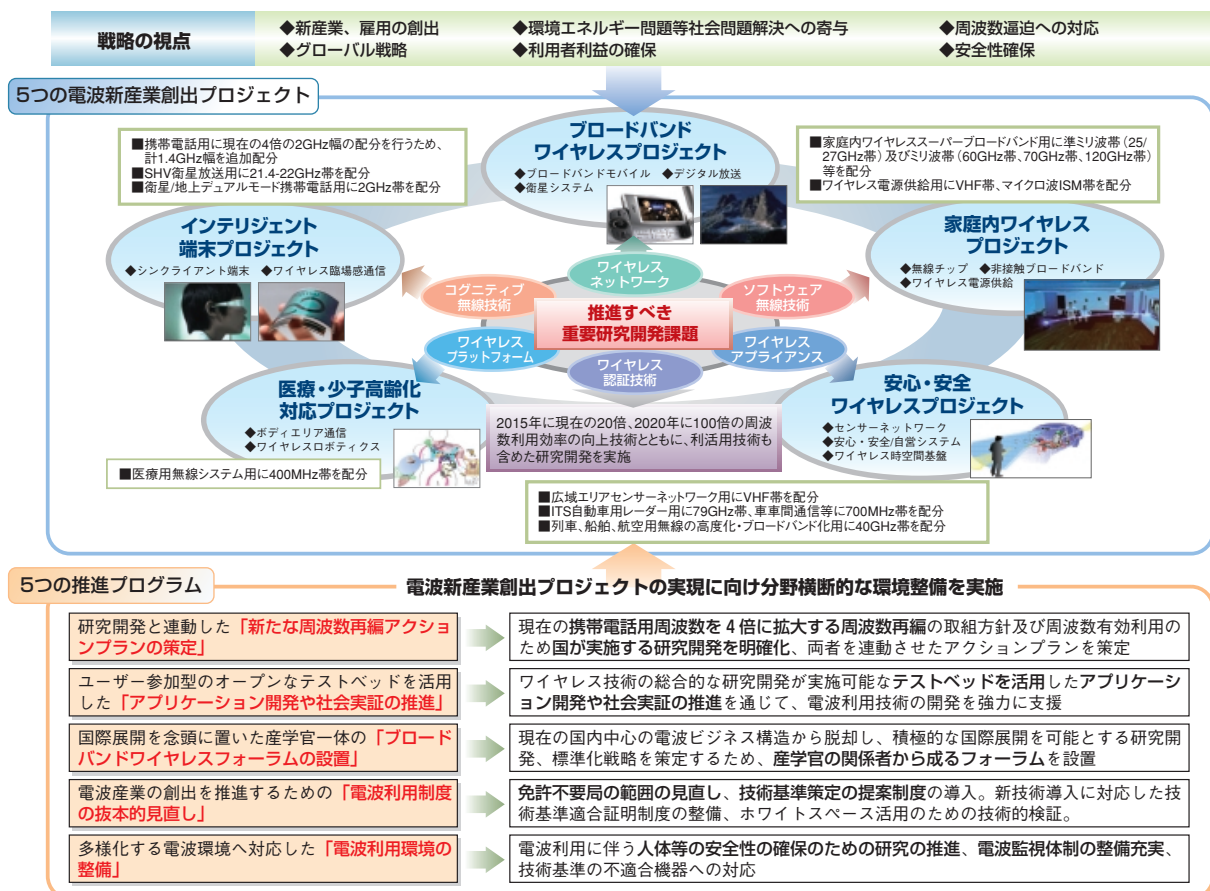
イ 周波数再編及び利用環境整備の推進

(ア) 周波数の移行・再編に向けた取組

新たな電波利用システムが導入できる周波数を確保するため、総務省では、毎年、電波の利用状況を調査・評価するとともに、周波数の移行・再編の方向性を示す「周波数再編アクションプラン」を策定している。この結果等に基づき、総務大臣が周波数割当計画を策定する。

周波数再編・移行については、デジタル化等により周波数の利用効率を高め、①収容数を拡大しニーズの増加に対応すること、②空いた周波数を利用して新たな電波利用システムを導入することができるよう、中長期の周波数割当ての抜本的見直し方針を立て、周波数割当計画を随時変更するなどしている。今後とも、新しいシステムの導入、周波数需要像に対応したダイナミックな周波数再編・移行を行っていくことが必要とされている。

図表5-2-3-1 電波政策懇談会における検討状況



(イ) 地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の有効利用

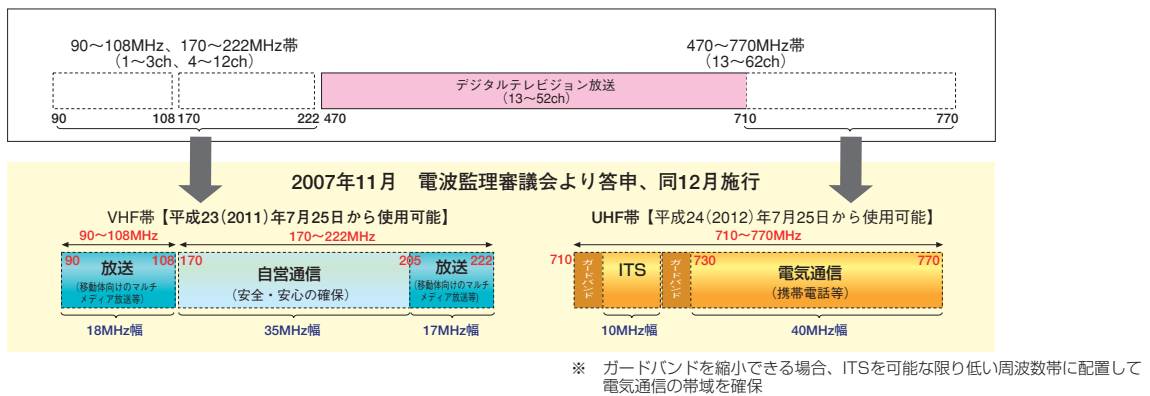
総務省では、2011年（平成23年）7月24日に地上アナログテレビジョン放送が停波され、放送のデジタル化により空き周波数帯となるVHF帯及びUHF帯について、有効かつ効率的に再配分することにより、今後拡大する電波利用システムへの需要増に対応することとしている。平成19年11月の電波監理審議会答申¹³を受け、同年12月に周波数割当計画の一部変更を公布・施行した（図表5-2-3-2）。

デジタル化により再配分する電波については、①移

動体向けマルチメディア放送等の放送用、②安全・安心な社会の実現等のためのブロードバンド通信が可能となる自営通信用、③需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の電気通信用及び④より安全な道路交通社会の実現に必要なITS（高度道路交通システム：Intelligent Transport Systems）等に使用される予定である。

現在、これら4つの用途による周波数帯の利用について、使用可能となる平成23年または24年に向け、検討が進められている。

図表5-2-3-2 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数割当計画の変更



(2) 電波利用の高度化・多様化に向けた取組

ア 移動通信システム・無線アクセスシステムの高度化

(ア) 第3世代移動通信システムの高度化に向けた取組

我が国の携帯電話及びPHSの加入数は1億1,205万加入（平成20年度末現在）に達し、このうち携帯電話に占める第3世代移動通信システムの割合は90%を超え、第2世代からの移行が着実に進行している。

他方、社会や経済の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画伝送等の携帯電話によるデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられている。

このような状況を踏まえ、第3世代移動通信システムを高度化した3.9世代移動通信システムの導入及び2GHz帯におけるTDD方式を活用した新たな移動通信システムの追加に必要な技術的条件等について、平成20年12月11日に情報通信審議会から答申を受けた。平成21年1月21日、総務省は、3.9世代移動通信システムの導入等に伴う制度整備を行うため、関係省令の改正案等を電波監理審議会に諮問した。

また、平成20年11月7日には、3.9世代移動通信システム等の導入について、具体的な計画を有している者から、有識者を交え、公開でヒアリングを開催した。

これらを踏まえ、平成21年3月11日、3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等について電波監理審議会に諮問し、同日、同審議会から答申を受けた。また、3.9世代移動通信システムの導入等に伴う制度整備に係る関係省令の改正案等についても、同日、同審議会から答申を受け、同年4月3日、これらについて公布、告示された。

総務省は、平成21年4月3日から5月7日まで開設計画の認定申請¹⁴を受け付けた後、同年6月には申請のあったすべての事業者に対し周波数を指定し、認定を行った。

(イ) 広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の導入

我が国においては、高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりから、DSLや光ファイバ等、大容量のデータ伝送が可能なブロードバンドサービスが順調に普及しつつある。

¹³参考：VHF帯/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件に関する情報通信審議会からの一部答申
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070627_4.html

¹⁴参考：3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画等の認定申請の受付
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090325_1.html

一方、無線システムについては、第3世代携帯電話等によって音声のみならずデータ通信サービスが提供されているが、さらに都市部を中心として、第3世代携帯電話のデータ伝送速度を上回る高度な移動通信サービスを享受したいとの要望が高まっている。また、条件不利地域においても、無線を活用することにより、有線と同等のブロードバンドサービスを享受したいという要望が高まっている。

このような背景を踏まえ、総務省は平成19年8月に広帯域移動無線アクセスシステム（BWA：Broadband Wireless Access）の導入に係る技術基準を策定するとともに、2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を策定した。平成19年9月から10月までの間、開設計画の認定申請を受け付けたところ、株式会社ウィルコム、オープンワイヤレスネットワーク株式会社、ワイヤレスブロードバンド企画株式会社（現：UQコミュニケーションズ株式会社）及び株式会社アッカ・ワイヤレスの4者から申請があった。比較審査の結果、同年12月21日に電波監理審議会からワイヤレスブロードバンド企画株式会社及び株式会社ウィルコムの開設計画を認定することについて答申を受け、同日、両者の開設計画を認定した。

UQコミュニケーションズ株式会社は、モバイルWiMAX（Worldwide Interoperability for Microwave Access）を用いて平成21年2月26日から東京23区、横浜市及び川崎市においてサービスを開始しており、同年7月には東名阪地域にサービスエリアを拡大していく予定である。また、株式会社ウィルコムは、XGP（eXtended Global Platform（次世代PHS））を用いて平成21年4月からエリア限定サービスを開始し、同年秋頃に本格サービスを開始する予定である。

地域におけるBWAの導入に向けては、総務省は、平成20年3月から免許申請の受付を開始し、21年3月現在、約40者に対して無線局免許を付与しており、一部事業者は同年4月から商用サービスを開始している。各地域においてBWAのサービスを提供する事業者は、ブロードバンド・ゼロ地域の解消等、当該地域の公共の福祉の増進に寄与することが求められている。

なお、BWAについては、第5章第2節1（2）イ（ア）にも記載している。

（ウ）第4世代移動通信システムの研究開発及び国際標準化の推進

高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbpsを実現する第4代移動通信システム（IMT-Advanced）は、2011年頃を目指して国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）において標準化作業が続けられている。2007年10月から開催されたITUの世界

無線通信会議（WRC-07）において、IMTに使用する新たな周波数として、①3.4-3.6GHz、②2.3-2.4GHz、③698-806MHz、④450-470MHzの計428MHzが確保された。

総務省では、第4世代移動通信システムについて、平成23年頃の実現を目指して、産学官の連携の下、研究開発及び国際標準化に向けた取組を積極的に推進している。

（エ）5GHz帯無線アクセスシステムの普及に向けた取組

総務省では、5GHz帯を使用する高出力の無線アクセスシステムについて、需要の見込まれる大都市圏（東名阪の区域）においては、平成17年12月に全国に先駆けて登録制度を導入した。それ以外の区域についても、平成19年11月末に同周波数帯を使用する電気通信業務用固定局の使用期限が到来し、無線アクセスシステムの利用が可能となったため、関係規定の整備を行い、同年12月1日から登録可能区域を全国（一部地域を除く。）に拡大した。

イ 自営系移動通信システムの高度化

（ア）950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの技術的条件及び950MHz帯パッシブタグシステムの高度化に必要な技術的条件の検討

950MHz帯アクティブ系小電力無線システム及び950MHz帯パッシブタグシステムは、今後のユビキタスネット社会の実現に向けて、生産、物流、医療及び交通といった幅広い分野において大きな役割を果たすことが期待されている。

情報通信審議会は、情報通信技術分科会小電力無線システム委員会において、平成16年6月から審議を行ってきた、「950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」及び「950MHz帯パッシブタグシステムの高度化に必要な技術的条件」に関して19年12月に答申を行った。これを受けて、総務省は関係規定の整備を行った。

（イ）簡易無線局等のデジタル化及びデジタル方式特定ラジオマイクの導入等

近年、MCA無線や簡易無線局等の自営系移動通信は、低廉、手軽で利用の要請に即したシステムの構築が可能といった特徴から様々な分野で広く活用されている。

総務省では、自営系移動通信のうち、主に中小企業や個人で用いられる小規模なシステムの更なる利活用・高度化に向け、簡易無線局のデジタル化、電波を利用した動物等の位置検知・通報システムの導入等に係る情報通信審議会の検討を受けて、平成20年8月に、

関係規定の整備を行った。さらに、劇場等で利用されるワイヤレスマイクである特定ラジオマイクにおいても、高音質のデジタル方式に関する情報通信審議会の検討を受けて、平成21年3月に関係規定を整備している。

ウ ITSの推進

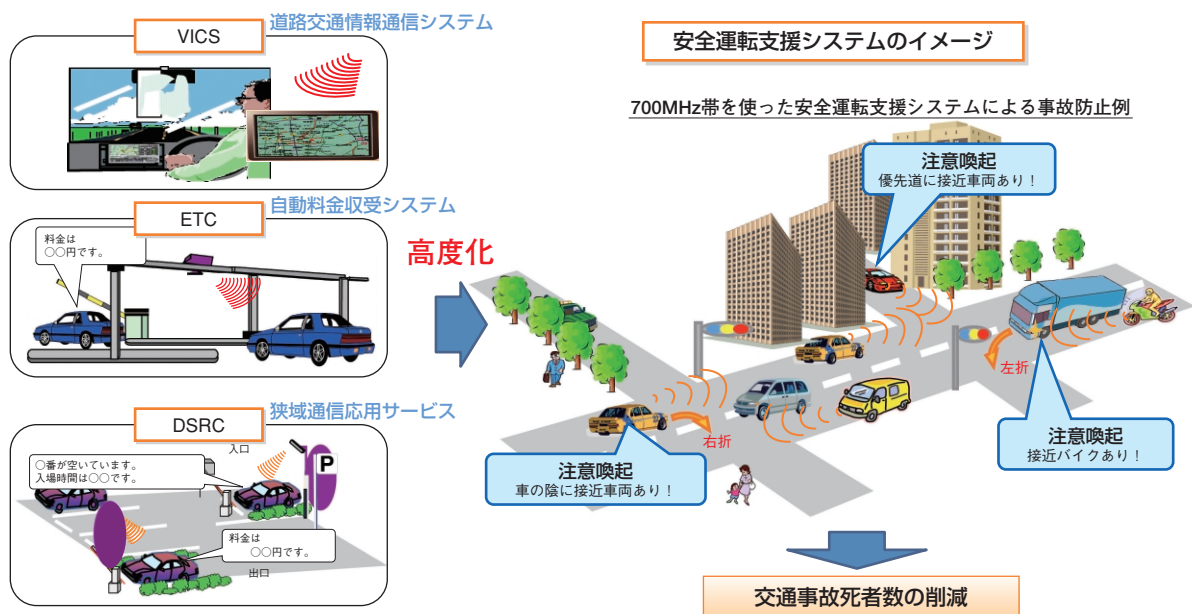
VICS(道路交通情報通信システム:Vehicle Information and Communication System) やETC (自動料金収受システム:Electronic Toll Collection System) に代表されるように、現在、ITS (高度道路交通システム: Intelligent Transport Systems) は、我が国の社会基盤の1つとなっており、さらにその高度な利用を図るため、インフラ協調による安全運転支援システムの実現に向けた取組が進められている。

そこで、総務省では、ITSにおいて使用される無線システムの更なる高度化を図るとともに、安全運転支援システムに関する各種検討の成果を踏まえつつ、「車車間通信」等の無線システムに求められる要求条件等を明確化することを目的に、平成20年10月から「ITS無線システムの高度化に関する研究会」¹⁵を開催し、ITS安全

運転支援無線システムの利用イメージ、機能と要求条件、無線システムの実現に向けた技術的課題及び推進方策等について検討を行っている(図表5-2-3-3)。同研究会では、ITS安全運転支援無線システムを、車車間通信と路車間通信を共用可能なシステムとし、地上デジタル放送化後の2012年から利用可能となる700MHz帯を用いて、実用化に向けた検討を進めることとしている。今後は、実用化に向けた技術課題の検討や実環境における実証実験を通して2012年の実用化に向けた取組を推進していく予定である。

また、平成20年度には、「IT新改革戦略」に掲げられている世界一安全な道路交通社会の実現の目標達成に向けて、ITS関係省庁(内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省及び国土交通省)、日本経団連及びITS Japan からなる「ITS推進協議会」により、実用化を視野に入れた技術開発、システム相互運用性の検証等を目的として全国9か所で実施する大規模実証実験を行い、21年2月下旬には、東京都臨海副都心地区(お台場)を中心に、安全運転支援システムの公道試乗会や展示会、シンポジウムを開催した。

図表5-2-3-3 安全運転支援システム(イメージ)



15参考: ITS無線システムの高度化に関する研究会: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/its/index.html

(3) 電波利用環境の整備

ア 電波の人体・医療機器に与える影響に関する取組

総務省では、電波の人体に対する影響に関し、人体の防護のため、電波の人体への影響に関する調査を行うとともに、この調査結果と国際ガイドラインを参考に、我が国に適用される電波の安全基準（電波防護指針）を定めている¹⁶。平成19年4月には、平成9年度から10年間にわたり開催された「生体電磁環境研究推進委員会」による最終報告書が取りまとめられており、当該報告書では、現在の電波防護指針の妥当性を認めるとともに、今後も科学的データの信頼性の向上を図り、電波の安全性評価に関する研究を進めていくことが重要であるとしている。これを受け、総務省は、引き続き、電波の安全性評価に関する研究を進めている。さらに、研究を進めるにあたっては、最新の国内外の動向等を踏まえて適切に対応していくことが重要であることから、電波による人体への影響に関する国内外の研究成果を評価・分析し、我が国が取り組むべき研究課題を抽出することにより、研究を促進するとともに、電波防護指針の評価・検証を行うことにより、国民が安心して安全に電波を利用できる社会を構築することを目的に、平成20年6月から「生体電磁環境に関する検討会」¹⁷を開催している。

一方、近年、携帯電話サービスをはじめとする電波利用の拡大等により、電波利用が急速に発展し、日常生活に必要な不可欠なものとなってきており、心臓ペースメーカー等の植込み型医療機器への影響に対する関心が高まってきている。総務省は、平成12年度から「電波の医療機器等への影響に関する調査」を実施しており、調査結果に基づき「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」（平成17年8月制定、平成21年5月改訂）の見直しを行っている。

イ 不要電波対策

各種電気・電子機器等の普及に伴い、無線利用が各種機器・設備から発せられる不要電波による電磁的な妨害を受けることが大きな問題となっている。

総務省では、情報通信審議会の中に、CISPR委員会を設置し、CISPR（国際無線障害特別委員会：Comité International Spécial Perturbations Radioélectriques）における国際規格の審議に寄与するとともに、国内における規格化の審議を行いEMC（電磁両立性：Electromagnetic Compatibility）規格を策定している。

ウ 適切な電波の監視・監理及び正しい無線局運用の徹底

（ア）重要無線通信妨害への対応

近年、電波利用の拡大とともに、電波の不適正な利用も増大し、電波利用に与える障害が多発している。

このような状況を受け、総務省では、重要無線通信と位置付けられている電気通信事業用、放送業務用、人命・財産の保護用、治安維持用、気象業務用、電気事業用及び鉄道事業用の無線通信に対して、不法無線局等による電波障害が発生した場合には、これを排除するため直ちに不法無線局の探査等を行っている。

（イ）不法・違法無線局への対応

総務省では、電波利用環境の維持に向けて、免許が必要な無線局でありながら免許を取得しないで開設、運用している不法無線局に対しては、これを探査し、告発するなど必要な措置を講じている。また、合法的無線局に対しては、発射する電波の質や無線局の運用が電波法令に適合しているか否かを監査し、違反があった無線局に対しては是正措置等を講じている。

（ウ）電波利用環境保護のための周知・啓発活動

近年、不法無線局に使用されるおそれのある無線機が、一般国民にとって身近な販売店及びインターネットオークション等において流通・販売され、無線通信に妨害を与えるケースが増加している。総務省では、平成18年度から家電量販店等の電波利用機器を扱う販売店に対して、電波法及び電波利用ルールの周知・啓発を実施するとともに、インターネットバナー広告等を活用し、電波利用には免許が必要であること、無線機には技適マーク[㊦]が必要であること等の周知・啓発を実施している¹⁸。

¹⁶参考：電波環境の保護：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ele/index.htm>

¹⁷参考：生体電磁環境に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/seitai_denji_kankyoku/index.html

¹⁸参考：電波監視：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/monitoring/index.htm>